

○東京藝術大学AMS (Arts Meet Science) プロジェクト実施  
要項

〔平成29年9月22日  
学 長 裁 定〕

改正 平成30年3月15日 令和3年4月22日

(設置)

第1条 本学に東京藝術大学AMS (Arts Meet Science) プロジェクト (以下「プロジェクト」という。)を設置する。

(目的)

第2条 プロジェクトは、グローバル化した世界において、より良い社会を実現するため、芸術と科学が互いに重なり合い、共有できる力を探求する多様なアプローチを展開していくことを目的とする。

(実施期間)

第3条 プロジェクトの実施期間は、施行日から3年間とする。ただし、プロジェクトを継続する必要がある、かつ、次条に規定する運営費の確保等に支障がないと認められるときは、実施期間を更新することができる。

(運営費)

第4条 プロジェクトにかかる運営費は、東京藝術大学基金規則第5条に規定する特定プロジェクト基金として受け入れた寄附をもって充てるものとする。

(運営組織)

第5条 プロジェクトに、運営に関して必要な事項を審議するため、東京藝術大学AMSプロジェクト運営委員会 (以下「委員会」という。)を設置する。委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 理事 (総務・財務・施設担当)

(3) 理事 (学長特命担当)

(4) 学長特命 (社会連携担当)

(5) 本学の役員又は教職員以外の者で、芸術または科学について広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長が任命する者 若干名

(6) 前各号のほか学長が必要と認めた者 若干名

2 前項第5号に掲げる者は「プロジェクト顧問(Project Advisor)」と称する。

(審議事項等)

第6条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 企画運営に関する事項

(2) 事業決定に関する事項

(3) 予算決算に関する事項

(4) その他、委員会が必要と認めた事項に関すること

2 委員会の委員は、前条に掲げる者をもって充てる。

(委員長)

第7条 委員会に、委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(任期)

第9条 第5条第1項第5号及び第6号に掲げる委員の任期は、第3条に規定するプロジェクトの実施期間とし、実施期間が更新される場合は、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(プロジェクトコーディネーター)

第10条 プロジェクトに東京藝術大学AMSプロジェクトコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を置く。コーディネーターはプロジェクトの企画に係る関係者との調整及び第2条に掲げる目的の達成に必要な業務に従事する。

- 2 コーディネーターは学長が委嘱する。また、その人数は学長が定めるものとする。
- 3 コーディネーターの任期は、第9条第1項の規定を準用するものとする。

(プロジェクト顧問)

第11条 プロジェクトにプロジェクト顧問(Project Advisor。以下「顧問」という。)を若干名置くことができる。

- 2 顧問は学長が委嘱する。
- 3 プロジェクトは必要に応じて顧問から助言等を求めることができる。
- 4 顧問の任期は、第9条第1項の規定を準用するものとする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成29年9月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月22日から施行する。